

海外情報

タイの税務行政

国税庁国際業務課

本川 弘

◆INTRODUCTION◆

国税庁においては、わが国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、タイ国に派遣されている職員が、同国の主要な税制及び税務行政について最新の状況を解説したものである。

(税大ジャーナル編集局)

目 次

I	タイ国の概要	167
II	タイ税務行政の概要	168
1	歳入局の歩み	168
2	歳入局の組織	169
3	申告に関する事務運営の特徴	170
4	納税者サービスに関する特徴	171
5	税務調査に関する事務運営の特徴	171
6	査察制度の特徴	172
7	税金の収受、徴収事務に関する特徴	173
8	広報と租税教育活動	173
9	国際課税	173
10	I T及び電算化の進展状況	174
11	職員の採用と人事	175
12	職員の研修制度	176
13	税理士制度	176
14	権利救済制度（不服審査、訴訟制度）	176
15	税務行政上の主要課題	176
	参考資料	178

I タイ国の概要

タイ国は現プーポン国王を元首とする立憲君主制国家であり、人口は日本の半分の約6400万人、国民の90%以上は仏教徒である。タイ国の基礎は13世紀にタイ族によって築かれたスコータイ朝に始まるが、それ以降現在に至るまで他国に支配された歴史は無く、歴史と伝統を有する古くからの独立国である。

スコータイ遺跡



【産業】伝統的に農業中心であり、現在でも農業就業者数は全産業の約40%を占めるが、1960

年代からの急速な工業化により付加価値ベースでは製造業が中心的産業になってきている。製造業は就業者数の割合では約15%に過ぎないものの、GDPに占める割合は約35%（農業は約10%）にまで至っている。食料品、自動車、繊維、電気・電子産業などが中心であり、特に日系企業が牽引する自動車産業の躍進には目を見張るものがある。

【経済】タイも1997年のアジア経済危機により大打撃を受けたわけであるが、それ以降は着実な成長を遂げており、2002年から2004年の3年間の経済成長率は実質で5.3%、6.9%、6.1%と高い伸びを示している。2004年のGDPは6.58兆バーツで日本の約34分の1、1人当たりGDPは2,236ドル（2003年）で日本の約17分の1となっている。

【日本との関係】日タイ両国は600年以上にわたる交流関係があり、伝統的に友好関係を維持しながら近年は益々緊密化している。

日本はタイにとって第1位の輸入元、第2位の輸出先（第1位は米国）である。また日本からの直接投資はタイにおける外国資本投資の

46%（2003年）を占め、他のNIES諸国や欧米諸国を抑えて圧倒的な数字となっている。

タイには現在約32,000人の日本人が住み、日系企業は約6,200社（バンコク日本人商工会議所調べ）が進出している。

【現状課題】タイ政府が現在、最も重要課題として取り組んでいるのが貧富格差の是正である。およそ600万人が生活する首都バンコクは、近代的なオフィスビルやデパートが立ち並ぶ大都会であり、周辺は日系企業を中心とした大企業が集まる産業集積地となっている一方、他の地方は農業中心の貧困地帯も依然として多く、地方経済の活性化が大きな鍵となっている。

また、露天商やタクシー業者などの小規模・無許可事業や、麻薬や賭博などの違法産業などの制度外経済を正規の経済及び社会に取り込むことも重要な課題となっている。制度外経済は正規経済で計算されるGDPの40%の規模と推計されており、このような産業の従事者や所得を適正な経済及び社会システムに取り込む必要性が求められている。

首都バンコクを中心街



II タイ税務行政の概要

タイの税務行政執行組織としては、財務省の内局として位置する歳入局、物品税局、関税局の3つがあり、その税目別の管轄は図表1のとおりである。このうち歳入局は、所得税や付加価値税などの主要税目を管轄して国税収入の約7割を担う中心的存在であり、本稿ではこの歳入局の税務行政について述べることにする。なお各税目（関税を除く）の制度についてはその概略を参考資料として本稿末ページに添付したので参照されたい。

図表1 タイ税務行政組織の管轄税目

国税	歳入局管轄	直接税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所得税 ・法人所得税 ・石油所得税
		間接税	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値税 ・特定事業税 ・印紙税
	物品税局管轄		<ul style="list-style-type: none"> ・物品税
	関税局管轄	<ul style="list-style-type: none"> ・関税 	
地方税		<ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋税 ・地方開発税 ・看板税 	

(注) 付加価値税、特定事業税については地方政府も一部徴収している。

1. 歳入局の歩み

歳入局は、タイの近代化政策を進めた国王ラマ5世の全国的な徴税組織の整備という構想の下、国王ラマ6世の命により1915年に創設された機関である。1938年に現国税法の原型である歳入法典が施行され、それ以降、個人及び法人所得税を中心とした税体系で推移してきたが、1992年に導入された付加価値税（現行税率7%）が現在では最も主要な税収源となっている。

歳入局本局ビル



1997年のアジア経済危機により大幅な歳入減を余儀なくされたが、金融再生や投資環境の改善、個人や中小企業への支援などを目的とし

た税務行政改革により歳入局はその経済回復に大きく寄与し、最近3年間の税収伸び率は、9%（2002年）、15%（2003年）、23%（2004年）とGDP伸び率を大幅に上回る飛躍的な数字を記録しており、政府からは高い評価を得ているところである。

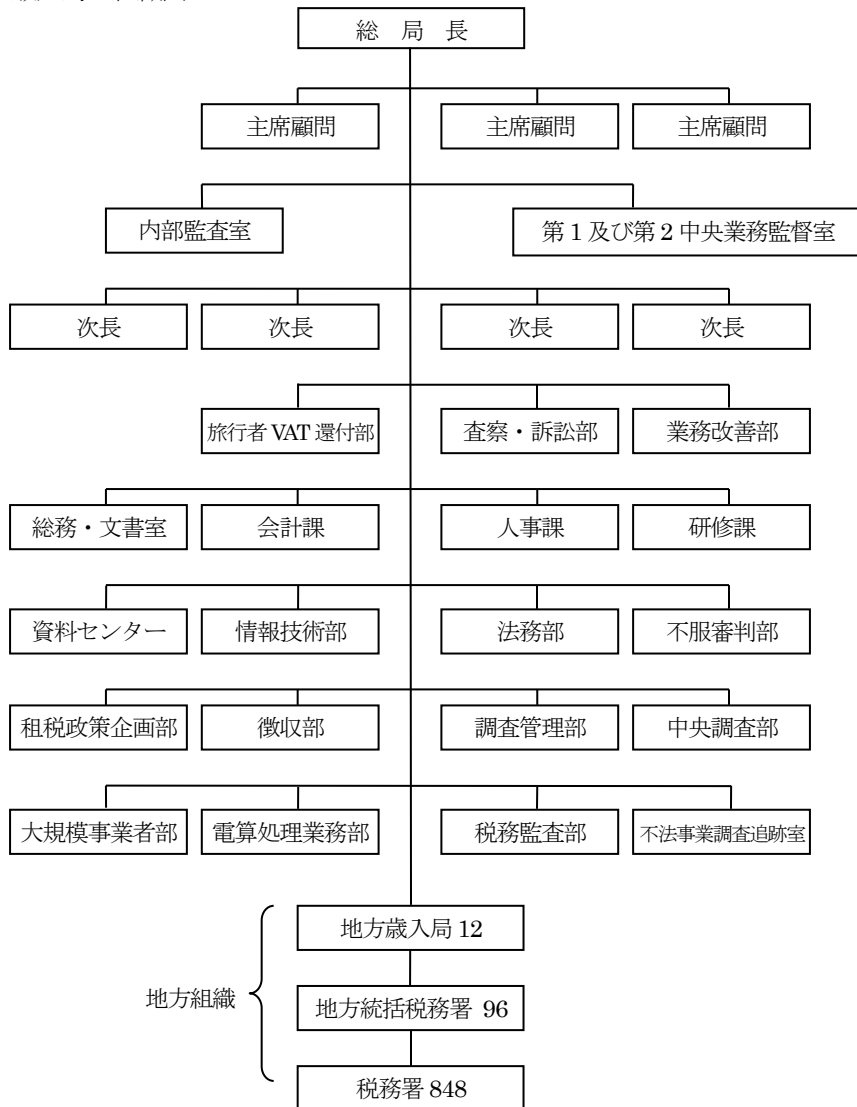
2. 歳入局の組織

歳入局は首都バンコクにある本局（職員数約2,000人）と、12の地方歳入局、96の地域統括税務署、848の税務署（地方職員数計約18,000人）から成っている。

図表2 税目別徴収額（歳入局管轄）の推移と構成割合（単位：百万バーツ）

年度 税目	FY2002	FY2003	FY2004	構成
個人所得税	108,371	117,309	135,219	17.5%
法人所得税	170,415	208,859	261,925	33.9%
付加価値税	228,196	261,306	316,104	40.9%
特定事業税	13,715	12,757	20,032	2.6%
石油所得税	19,128	21,773	31,935	4.1%
印紙税等	4,456	5,678	7,062	1.0%
合計	544,281	627,682	772,277	100%

図表3 歳入局の組織図



本局は、総局長のもとに3人の主席顧問と4人の次長が19の部を監理・監督し、さらに局内部の監査や監督・評価のための内部監査室と中央業務監督室が局長直属の独立した組織として存在する。なお、主席顧問と次長は、ポストレベルは違うものの指揮系統では同じ位置付けであり、各人の経歴に応じてそれぞれ担当する部門が決められる（従って事務年度ごとに各人の担当部門は変化する）。

組織区分は税目別でも納税者別でもなく、調査、徴収、総務といった業務別に部門が組織されている。ただし大規模事業者部（約3,000社の大規模納税者に関する全業務を管理）と旅行者VAT還付部（海外からの旅行者への付加価値税の還付業務）だけは、納税者別あるいは税目別の組織といえる。

事務系統別の職員構成（本局と地方局署の合計）は図表4のとおりである。日本の国税庁と比較すると、調査担当職員は全体の4分の1と比較的少なく、情報技術や法律系統の職員が多いのが目立つ。また、職員の8割は女性であるのが大きな特徴で、過去はほとんど男性だった幹部職員も現在では女性が過半数を占めている。

図表4 事務系統別職員数
(2005年3月現在)

事務系統	職員数 (人)
総務	402
人事・研修	176
会計・営繕	450
企画・政策	1,235
広報	15
情報技術	2,312
調査	4,809
徴収	8,108
法律	1,750
その他（幹部含む）	813
計	20,070

3. 申告に関する事務運営の特徴

タイでは税法の規定ぶりから判断すると賦課課税制度といえる向きもあるが、実際の運営では個人、法人ともに自主申告制度を採っている。主要な税目の申告件数は図表5のとおりで

ある。

図表5：主要税目の申告件数
(単位：件)

	申告件数	左のうち 電子申告
個人所得税確定申告書 (給与所得のみ)	(2004年分) 5,846,553	3,671,426
個人所得税確定申告書 (給与所得以外あり)	(2004年分) 1,507,716	304,716
法人所得税確定申告書	(2004年度) 318,989	1,111
付加価値税申告書 (毎月提出)	(2004年度) 4,278,420 (月約35万件)	48,540 (月約4千件)

(注) 「2005年分」とは2004年分所得について2005年1月から3月までに提出されたもの、「2004年度」とは2003年10月1日から2004年9月30日までに提出されたものを示す。

主要税目にかかる申告事務の特徴は以下のとおりである。

(1) 個人所得税の申告

納税者には暦年基準で所得を計算し翌年3月末日までに確定申告書を提出することが義務付けられている。給与所得者についても、源泉徴収制度はあるものの日本のような年末調整システムはないため全員申告が必要となる。また申告期限前にはデパート等の特設窓口での申告や土曜日の申告も可能になる。

(2) 法人所得税の申告

納税者には決算日から150日以内に申告することが義務付けられている。タイでは12月決算の法人が多く、5月に申告が集中するのが特徴である。また中間申告制度もあり、年間の予想利益の2分の1（上場企業や金融機関等は実際の上半期利益）に基づいて納税額を計算し、上半期末から2ヶ月以内に中間申告書を提出しなければならない。なお連結納税の規定は無い。

(3) 付加価値税 (VAT) の申告

登録事業者は、毎月、税金の発生した月の翌月15日までに申告・納税することが義務付けら

れている。また国外旅行者等からの付加価値税還付申請については、国際空港内に歳入局の事務所が設置され毎日受付業務が実施されている。

(4) 電子申告（詳細は項目10参照）

全税目について電子申告可能となっており、現在の電子申告利用状況は図表5のとおりである。

(5) 納税者管理

個人・法人ともに納税者番号で管理しており、納税者はすべて歳入局へ登録して「タックスIDナンバー」を取得することが義務付けられている。この登録はインターネットでも可能である。個人については現在、政府機関統一で身分証明書番号の使用を推進中であり、現在は両番号ともに使用可能となっている。

4. 納税者サービスに関する特徴

(1) 税務相談

歳入局には税務相談業務を専門とした組織や職員はなく、本局においては各部局から毎日交代制で10人程度の職員が税務相談室に集まり、電話又は面接のいずれかで納税者の相談に対応している。電話は税務相談用の専用回線があり、外国人も相談可能である。地方の局や署では、専用回線はあるものの、相談内容に応じて各担当の一般職員が対応する簡易な体制になっている。

なお本稿作成中に、本局内に電話相談センターが設立され10人ほどの職員が異動になったという情報を得ている。最終的には相談専門職員約100人を配備する予定とのことであるが、まだ詳細は不明である。

(2) 電子情報サービス

歳入局ウェブサイトでは、登録すれば税法に関する新しい情報が無料で得られる「e-Taxinfo」というニュースレターサービスを実施している。

(3) 申告支援サービス

個人所得税申告書については住所や氏名などの基本情報をあらかじめプリントした申告書フォーム、付加価値税については住所・氏名を

プリントした申告書貼付用ステッカーを納税者に送付して納税者の便宜を図っている。

(4) 申告指導セミナー

月に一度、本局及び地方局にて個人、法人の納税者それぞれに対して申告指導を目的としたセミナーを開催している。

地方税務署の事務室内の様子



5. 税務調査に関する事務運営の特徴

調査は各地方の税務署がその管轄内を担当するのが基本であるが、複数の管轄内で支店を有するような調査対象については本局内の中央調査部局が広域的な調査を実施し、また大規模納税者については本局内の大規模事業者部局が調査を担当している。

(1) 調査対象選定

数年前に構築された局内イントラネットの利用により申告データ及び資料情報が電子データとして全国的にオンライン化され、各年比較による異常値や、関税局や商業省などのオンラインデータとの照合などにより全国的にシステム的な選定が行われている。また2年ほど前から調査部署は業種別のチーム制に移行し、各チームには担当する全納税者の管理が義務付けられ、責任を持った処理が求められるようになっている。

(2) 実地調査

現在の歳入局が実施している調査は、大きく分けて次の図表6のようなものがあるが、全般的にみると、納税者に来局・来署を求めたり、帳簿書類を納税者から預かるなどの形式で進めたりすることも多いようである。

図表6：実地調査のタイプ

① 事業者訪問調査	
	事業者への簡易な訪問調査を実施し、申告誤りが認められた場合には納税者に修正を求め、それに応じない場合には本格的な一般調査に移行するというもので、納税者への接触を増やすために2年ほど前から採用されている手法である。
② 特定の税目や項目の調査	
	付加価値税のインボイス調査や、特定の勘定科目などに対象を絞った調査で、修正に応じない場合には本格的な一般調査に移行することもある。
③ 一般調査	
	納税者には歳入局からSummons（召喚状）が発行され、全税目を対象とした本格的な調査が実施される。歳入局側としても正式な調査として登録するため、調査官には正式な結果報告書を求められる。
④ 査察調査	
	悪質な脱税が想定されるケースについて、強制調査・押収・差押えを目的としたものであり、歳入局長等が発行する令状によりその権限は担保されている。

調査の遡及期間については、召喚状の発行により行われる調査の場合には2年となっているが、所得税に関して脱税の意図が認められた場合や特別な理由が認められた場合には5年まで延長することが可能となっている。従って、過少申告対象の場合は2年、重加対象の場合は5年ということになる。ただし徴収権の消滅時効は10年であり、例えば付加価値税の無申告者や重大な申告漏れの場合などは、調査官は10年まで遡って賦課決定する権限を有している。

なお、調査担当部局には年間追徴額のターゲットが予め定められているため、調査担当者には何らかの結果が求められる傾向にある。

(3) 調査後の処理

調査官は調査終了時に「聞き取り調書」を必

ず作成する。調査による追徴税額に対する加算税について簡単にまとめると次の図表7のようになる。延滞税は1ヶ月につき未納額の1.5%が単利計算で課される。

図表7：調査追徴税額に対する加算税

		原則率	減免率
個人所得税 及び 法人所得税	過少申告	100%	50%
	不正申告	100%	減免なし
付加価値税	無申告	200%	100%
	過少申告	100-200%	50-100%以下
	不正申告	200%	減免なし
	無申告	200%	100%以下

(注) 減免率とは、脱税の意図がなく調査への協力が良好な場合等に認められる減免後の加算税率で、通常のケースであればこの率（約半額）までの減免が認められる。付加価値税については追徴の原因となった事由により半額以下の減免も認められている。

(4) 還付請求に対する調査

数年前までは「還付請求は厳しい調査を招き追徴という羽目になるのでしない方が良い」と納税者に言われていたが、最近の還付請求に対する調査は比較的簡単に済むようになってきている。

6. 査察制度の特徴

タイ歳入法典では悪質な脱税について「3年以上7年以下の懲役又は2千バーツ以上20万バーツ以下の罰金」という刑事罰を定めている。また歳入局長（地方の場合は県知事や税務署長）は強制調査・押収・差押えのための令状を発行する権限を有している。

歳入局内には「査察・訴訟部」という組織があり、悪質な脱税及び脱税補助行為に対する調査・情報収集・取締等を目的として次のような事務を行っている。

(1) 悪質なケースについて局内の中央調査部局又は地方国税局へ調査指示を出して証拠書類や情報を集約する。

(2) 刑事訴追すべきものは警察へ通報（地方局から直接通報することも可能）し、最終的に事

案を検察官へ引き継ぐ。

(3) 警察と連携して強制調査や差押えをすることもある。

また、中央調査部局内には「刑事訴訟税務執行課」という組織があり、架空インボイスの発行や不正還付など付加価値税に関する不正を中心とした悪質な脱税者への調査や刑事訴訟手続きを行っている。

さらに、2003年には「DSI（不法事業調査追跡室）」というチームが組織され、政府が組織する不正資金洗浄対策室（AMLO）と連携して多額な資金の動きがある人物などの特定情報を入手し、その申告を確認するなどの活動を行っている。

7. 税金の収受、徴収事務に関する特徴

税金の収受に関しては、タイでは銀行のATMやオンラインサービスによる納税が主流となっており、それを支えるデータシステムがかなり整備されている。つまり局内の申告データはもちろん、納税者の氏名やID番号などの基本データも内務省のデータベースとクロスチェックが可能であり、納税者の入力誤り等に対してはただちに警告・修正できるようになっている。

また徴収に関しては、局内及び全国地方局・署を結ぶイントラネットの利用により次のような特徴ある事務を行っている。

(1) 『LEGIS (Legislation) プログラム』

納税者の租税債務額データベースを利用し、滞納額に係る徴収可能額及び発生見込額を分析することができる。また支払期限を超過した納税者については、電子的に督促通知書が作成され徴収担当者に送信される。

(2) TCLシステム

申告納付及び還付にかかる決済の動きをモニタリングするシステムでTCLとは“Transaction Control Log”の略である。納税者が決済で利用した銀行口座などの情報も保存される。

(3) Eメールによる銀行への情報提供依

週1回、滞納額のある納税者のリストが電子的に銀行へEメールにて送付され、銀行はそれ

ら納税者の預金情報等を歳入局にEメールにて提供する。

公表上の数値によれば「歳入局の1パーツ当たりの徴収コストは0.008パーツ」とかなり効率的な税の徴収を実現している。また、滞納額については公表されていないが、歳入局は毎年、滞納に係る徴収見込額の見積もりを行い、かつ滞納残高を毎年5%ずつ減らしていくことを目標としている。

8. 広報と租税教育活動

広報活動は全般的にあまり活発ではないが、観光地としても有名なタイでは、外国人旅行者向けのVAT（付加価値税）還付に関する広報活動は非常に充実している。還付の手続きや基準に関するパンフレットに関しては、英語はもちろん、日本語、中国語版などもあり、歳入局ウェブサイトでは還付に関する解説ビデオが英語、日本語の両方で見られるようになっている。

租税教育に関しては、小中高では実施しておらず、学生向けとしては専門学校及び大学から開始している。社会人に対しては歳入局主催で各種セミナーを実施している。

9. 国際課税

(1) 基本制度：

タイの国内税法における基本的な課税基準を表すと次の図表8のようになる。

図表8：国内税法における基本的な課税基準

		個人課税	法人課税
居住者の判定		180日滞在基準	本店所在地基準
課税標準	居住者	① 国内源泉所得 ② 国外源泉所得でタイに送金された所得	全世界所得
	非居住者	国内源泉所得のみ	国内源泉所得

個人については基本的に国内源泉所得について課税されるが、180日滞在基準で居住者・非居住者を判定し、居住者については国外源泉

所得のうちタイに送金された所得についても課税される。

法人課税については、本店所在地基準で居住・非居住法人が判定され、居住法人については全世界所得、非居住法人（外国法人）の支店や代理店についてはタイ国内源泉所得が課税対象となる。外国税額控除は、歳入法典に規定はないが1996年公布の勅令で公認されており、その控除税額の範囲は租税条約に拠ることとなる。

(2) 租税条約

タイ国は2005年7月現在で49カ国と租税条約を締結している。日本とは1963年に最初の条約締結がなされ、1990年の改正（1991年から執行）を経て現在に至っている。日本とタイ国との間における租税条約の主な概要は次の図表9のとおりである。

図表9：日タイ租税条約の主な概要

恒久的施設 (PE)の定義	3ヶ月超の建設工事、6ヶ月超の人的役務提供、注文取得者などがPEに含まれるなど、やや広い定義
事業所得	恒久的施設に帰属する部分（不動産以外の賃貸除く）のみ課税権
不動産所得	所在地国に1次の課税権
キャピタルゲイン	不動産や事業用資産に係るものは所在地国、その他は源泉地国
利子所得	25%（金融機関は10%）の上限税率で課税可能
配当所得	親子間は20%（産業投資奨励事業は15%）の上限税率で課税可能
使用料	15%の上限税率で課税可能
給与所得	3つの条件（①180日以内の滞在、②支払者は非居住者、③滞在地企業が支払を負担しない）により短期滞在者は課税免除
外国税額控除	日本法人は直接及び間接税額控除、タイ法人は直接税額控除のみ可能。また日本法人はタイの投資奨励法に基づく減免税額について、みなし税額控除も可能。

(3) 移転価格税制

① 制度整備： 歳入局は、従来から歳入法典に

存在する低廉譲渡の否認規定（65条の2(4)）、輸入品の原価査定規定（65条の2(7)）、高価買入の否認規定（65条の3(15)）、国内販売とみなす輸出取引の市場価格による益金算入規定（70条）で移転価格には対応できるとしていたが、2002年5月にこれらの規定を基本法とした「移転価格ガイドライン（職員向け指針）」を発表した。内容的には概ねOECDガイドラインに沿ったものとなっている。

② 算定手法： 認められている独立企業間価格の算定手法は日本と同じ基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法）と利益分割法、取引単位営業利益法の5つである。

③ 調査： ガイドライン公表後、歳入局本局内の大規模事業者部内に2つの係（監理・審査・事前確認担当と情動的サポート担当）を持つ移転価格専門チーム（計18名）が設けられた。書類審査を中心に調査が行われているが、大きな課税に至ったケースはまだ無い。

④ 事前確認申請： ガイドラインには「事前確認を望む場合には申請書類を歳入局長宛に提出」との規定があり、現在歳入局ではその事前確認申請のためのガイドラインを作成中である。昨年8月より日系企業を中心に申請書の提出が始まったが、まだ確認を受けた企業はない。

10. IT及び電算化の進展状況

(1) 電子申告

タイ歳入局は2001年5月に付加価値税について電子申告を導入（主な税目の電子申告導入時期は図表10のとおり）して以来、現在では全税目に関する電子申告システムの整備を完了している。

図表10：主な税目の電子申告導入時期

税目	導入年月
個人所得税（事業所得者）	2002年1月
個人所得税（給与所得者）	2003年1月
法人所得税	2003年5月
付加価値税	2001年5月

2004年分個人確定申告（2005年3月末提出期限）については申告件数全体の半数以上にあたる約400万件が電子申告を利用するなど、導入4

年目ながらも急速な普及を遂げている。この急速な普及には、電子申告による還付申告には通常の還付申告よりも早く還付を受けられる特典を付与したことが背景にあり、還付申告の多い給与所得者の多くが電子申告を利用する結果となったと考えられる。

歳入局が設置した電子申告コーナー



(2) 局内イントラネット

1992年から手がけてきた歳入局イントラネット（全国の地方局・署も利用可能）が完成し稼働している。単なる電算及びデータシステムではなく、納税者や納税額の管理、調査処理の進捗監理をはじめ、部内の決裁や回覧、税法閲覧、各税務署のデータ閲覧等も可能である。さらに調査に必要な資料情報のクロスチェックも可能であり、各種の取引資料と申告額との照合や、システム的にリンクしている関税局や物品税局のデータとの照合も可能である。

これらのシステムを可能にしているのが大量のIT関係職員で、コンピュータ担当官及び技師約500人、データ入力担当官約1,800人をはじめ、臨時職員も含めると4,000人も職員が従事しており、納税実績の入力は申告書収受の翌日までに終了するとのことである。

11. 職員の採用と人事

(1) 職員採用

次の2段階の試験により採用される。

- ① 共通試験（国家公務員委員会実施）
すべての国家公務員がこの試験に合格する必要がある。
- ② 職種別専門試験（歳入局実施）
受験者は各専門分野の学士号以上を有する必要

があり、まず歳入局内で希望する職種別に異なる筆記試験が実施される。例えば、調査官は会計学、法律担当官は法学、税務分析官は経済学などを中心とした試験となる。合格者はさらに歳入局幹部による面接試験を受け、それに合格すると採用となり、基本的に希望する税務署に配置されることになる。

またこのような採用とは別に、外国の大学の学士以上の取得者等を特別に採用して英語力が求められる部署（租税政策部、大規模事業者部など）に配置したり、簡易な事務処理だけを行う臨時雇用職員（正職員と同様に常時勤務しており、アルバイトではない）の採用なども行っている。

(2) 昇進、昇給

タイの国家公務員には、C1～C11と呼ばれる11段階の格付けレベルと、それぞれのレベルに24の等級がある。部局長未満それぞれのレベルと役職の関係は図表11のとおりである。なお本局内においては、課長未満の役職名はなく、この「C」というレベルで上下関係は判断される。

通常の大卒者の場合、C5レベルまでは勤務年数と勤務評定のみでアップするが、C6以上の昇進は筆記及び面接試験に合格するか、担当職分野に関する論文を幹部が組織する人事委員会に提出して承認を得ることにより昇進が可能となる。C9以上はさらに財務省の承認が必要となる。

給与面でみると、昇給は年に1等級アップが通常であるが、勤務成績優秀者には年1.5又は2等級の昇給が与えられる。

図表11 歳入局の格付けレベルと役職等

役 職	格付けレベル
局長、上級顧問	C10
次長、部長、課長、地方局長	C9
上級職員、地方署長	C7～C8
中級職員	C5～C6
学士所有の初級職員	C3～C4
学士所有未満の職員	C1～C2

(注) C11は財務次官ポストのみに与えられる。また地域統括税務署長はC9又はC8レベルである。

12. 職員の研修制度

本局内の研修課が歳入局全体の研修の企画及び立案を行っている。しかしながら日本の税務大学校のような研修を実施する機関や組織は無く、研修の講師はその内容に応じて関係部局のベテラン職員などが担当している。日本のように、初任者研修や総合研修のような全職員対象の長期研修や、本科や国際租税セミナーなどの選抜者を対象とした研修は無く、常時実施されている研修プログラムとしては次のようなもので、いずれも短期の研修である。

- (1) 新入職員全員に実施する基礎研修（短期）
- (2) 中間・上級レベル昇進のための研修
- (3) 局長及び次長昇進のための研修（国家公務員委員会及び防衛大学実施の管理職研修）
- (4) 全職員向けのコンピュータ研修
- (5) 各種専門研修（移転価格、各種ビジネス業界知識、税法など）
- (6) 各課ウォーキングラリー研修（毎年1回、各地方の各課ごとに実施し、チームワーク意識を高めるのが狙い）

13. 税理士制度

日本の税理士制度に似たものとして次の2つの制度がある。

(1) 税務監査官制度

タイの法人は申告書に監査済みの財務諸表を添付する義務を負うが、税務監査官とは、会計士による監査を義務付けられていない小規模事業者の財務諸表を納税申告のために監査することを業とする者で、歳入局実施の試験を受けて公認される必要がある（大中規模事業者の税務については会計士及び監査法人が担当）。現在およそ1500人が登録しているもののほとんどが企業の経理担当者等であり、独立した職業として成り立っていないのが現状である。

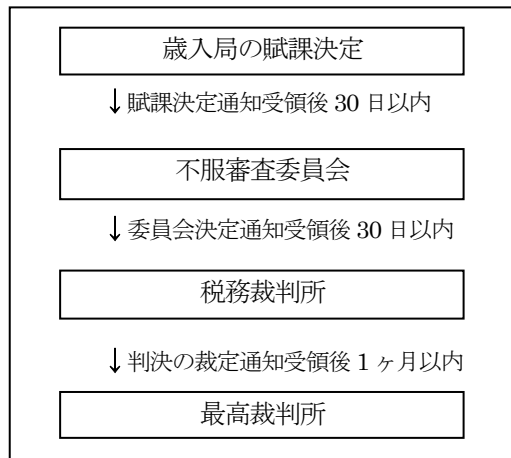
(2) 税務代理士制度

税務代理士とは、申告書作成の代理を業とするもので、50人以上のクライアントを持つようになるとその税務代理士として歳入局に登録できる。現在までに20人ほどの登録者数しか有しておらず、まだ本格的に普及及び機能していない制度といえる。

14. 権利救済制度（不服審査、訴訟制度）

納税者は賦課決定通知を受けてから30日以内に不服審査委員会に不服申立てをすることができる。不服審査委員会メンバーは、歳入局長又はその代理人、検察局代表者、内務局代表者から構成される。不服審査委員会の決定に不満がある場合には、納税者はその決定通知收受後30日以内に税務裁判所に訴えることができ、さらに不満な場合には最高裁への訴えも可能である（図表12参照）。なお、税務裁判所では納税者が勝訴するケースも少なくない。

図表12：不服申立ての流れ



15. 税務行政上の主要課題

1997年の経済危機以降、タイ歳入局は財務省の政策に沿って金融再生や中小事業者支援などを目的とした税務行政改革を進めてきたところであるが、2004事務年度になって歳入局は、これまでの改革の評価を行うとともに、新たな戦略のもとに6年計画で永続的な管理体制の構築を目指している。そのための新たな戦略課題として、①IT技術を推進力とした業務の効率化、②納税者とのパートナーシップの強化、③納税意識の低い納税者からのコンプライアンスの向上、という3つの大きな柱を掲げている。さらに、経済取引の高度化や国際化にともなって増加する国際取引や複雑取引への対応や、政府全体で取り組んでいる部内の人材育成開発なども解決すべき重要課題の一つとなっている。

(1) IT利用による業務効率化

部内的には、イントラネットを利用した事務手続きの効率化、コンピュータを利用した税務調査の効率化などが目標となっている。すでに準備は整いつつあるが、まだ経常的に利用できる体制には至っていない。

納税者向けには、外部からもアクセスが可能なインターネットを利用した税務データの公開や、申告はもちろん各種の登録や申請手続きなどの電子化などによる業務の効率化を目指しているところである。

(2) 納税者とのパートナーシップ強化

納税者に様々な便宜を図って納税コンプライアンスを高める戦略である。タイ歳入局には、汚職、遅々とした還付金処理など悪いイメージが過去にはあったが、現在は納税者サービスを拡充してそのようなイメージの一新に取り組んでいる。特にITを利用した納税機会の拡大や還付金処理などの手続きの迅速化などにより急速に改善されつつある。現在のところ、租税教育（特に学生向け）、広報活動、記帳指導の改善などが主要課題となっている。

(3) 納税意識の低い納税者からのコンプライアンスの向上

制度外経済（小規模事業や無許可・違法産業）を正規経済へ取り込もうというタイ政府の政策の一環であり、税務行政面においてもこのような産業従事者を的確に課税ベースに取り込むことが戦略課題の一つとなっている。ただし、これらの産業従事者の数は多く、また納税の機会やノウハウを得られない者も多いため、歳入局の戦略はあくまでもソフトに税体系に入るチャンスを設けるというものであり、悉皆調査などにより強引に取り込もうというものではない。そのため、課税最低所得の引き上げなど、小規模納税者に有利な減税政策も同時に実施している。もちろん脱税を意図して税体系から外れているものには厳しく対応すると表明している。

(4) 国際取引と複雑取引への対応

国際取引に関しては、2002年導入の移転価格税制の確立が主要課題となっている。現在、職員への課税技術や知識の浸透、企業情報入手手段の確立、事前確認ガイドラインの制定などに

取り組んでいる。また、タイでは短期滞在型の外国人事業者の流入が多く、そのような事業者の把握及び課税も大きな課題となっている。複雑取引では、複雑な金融商品取引や電子商取引への課税及び法整備が主要な課題となっている。

国際問題については、それに対応する組織の増員や再編も必要と思われる。現在、租税政策企画部の国際担当である10人ほどが国際課税に関する法整備、租税条約の締結や改訂、他国との相互協議や情報交換などすべての国際業務を担当しており、何らかの組織的改善が必要と思われる。

(5) 人材育成開発

政府全体で国家公務員全体を対象に実施している人材で育成開発政策に歳入局も取り組んでいるところである。まだ年功序列型の昇進・昇給制度であるタイにとって、その主要方針は「能力主義の導入」であり、そのための「職員研修制度の改善」にも取り組んでいる。歳入局には日本の税務大学校のような組織も無く、研修課ではプログラムを企画するだけでそれを実践はしない（つまり教育専門組織がない）ので、先進国並みの研修組織と体系的な研修制度の構築が大きなテーマとなっている。

【参考資料】 タイ国税制の概要
(2005年6月現在、関税除く)

(以下、1パーツ=約3円)

○ **所得課税**

(1) **個人所得税**

▶ **課税所得**

給与、人的役務提供、使用料、配当、利子、資産賃貸、自由専門職業報酬、請負契約報酬、資産の売却益など

▶ **非課税所得**

雇用に伴う出張旅費や日当手当、貯蓄性預金の利息(年1万パーツが上限)、相続財産、損害補償金や保険金など

▶ **所得控除**

定額控除(30,000パーツ)、給与所得控除(40%、60,000パーツ上限)、賃貸所得控除(家屋・車両は所得の30%、土地は10%)、配偶者控除(30,000パーツ)、子女控除(1子15,000パーツ)、教育控除(1子2,000パーツ)、両親扶養控除(両親1人あたり30,000パーツ)、生命保険料控除(上限10,000パーツ)、厚生年金控除(上限10,000パーツ)、社会保険料(全額)、住宅取得控除(借入金利息金額、上限20,000パーツ)、寄付金控除(所得の10%限度)

▶ **税率**

0~37%の所得累進税率

課税所得(単位:パーツ)	税率
0 ~ 100,000 以下	0 %
100,000 超 ~ 500,000 以下	10 %
500,000 超 ~ 1,000,000 以下	20 %
1,000,000 超 ~ 4,000,000 以下	30 %
4,000,000 超	37 %

▶ **税額控除**

配当税額控除(正味配当金額の1/9)

▶ **申告**

暦年ベースで算定し、翌年3月末日までに申告及び納付。ただし事業者については6月30日現在の中間申告も必要

▶ **源泉分離課税制度**

利子所得、配当所得、退職手当、不動産譲渡等については、総合課税に代えて選択適用することが可能

▶ **源泉徴収制度**

給与、人的役務提供、退職手当、使用料、利子、配当、賃貸料、自由職業報酬、資産譲渡、芸能報酬、広告宣伝料などに適用。源泉徴収義務者は原則として支払月の翌月7日までに納付

(2) **法人所得税**

▶ **課税所得**

全世界所得(ただし、外国法人はタイ国内源泉所得のみが課税対象)

▶ **主な経費の損金算入・不算入**

- ・減価償却費: 公正妥当な方法による算出額で法定の償却限度額以内は損金算入
- ・貸倒償却: 営業債権で一定の要件を満たすものは損金算入
- ・準備金及び引当金繰入: 原則損金不算入
- ・寄付金: 公共福祉や教育関連の支出で正味利益基準による限度額以内は損金算入
- ・交際費: 取締役等の承認を受けた支出で、収益又は資本金基準による限度額以内は損金算入
- ・資産の購入付随費用や資本的支出: 損金不算入
- ・棚卸資産評価損: 低価法によるものは損金算入
- ・税金等: 法人税、罰金等は損金不算入

▶ **その他の主な申告調整事項**

- ・受取配当の益金不算入、
- ・繰越欠損金損金算入(翌5事業年度まで)
- ・資産評価益の益金不算入

▶ **税率**

原則30%(中小規模企業や上場企業には軽減税率の適用あり)

▶ **税額控除**

外国税額控除(範囲は租税条約による)

▶ **申告**

決算日から150日以内に申告及び納付(中間申告制度もあり)

▶ **源泉徴収制度**

使用料、コミッション、利子、配当、賃貸料、不動産譲渡、請負工事、広告料などに適用。

源泉徴収義務者は原則として支払月の翌月 7 日までに納付

➤ 支店利益送金税

タイ国支店がその課税済み利益を海外本社に送金する場合に受ける 10%課税。送金の日より 7 日以内に申告及び納付

➤ 地域統括本部への優遇税制

周辺諸国の支店や関連企業に対してマネジメント及び技術的サービスなどを行う統括会社に対する各種の税減免などの優遇措置

➤ 投資優遇税制

BOI (投資委員会) の投資奨励措置に基づくものは、プロジェクト単位に認可を与える方式で 3~8 年 (事業地域により異なる) の法人所得税免除などの恩典が与えられる。概要は次表のとおり

事業地域		法人所得税 免除期間	その他の 主な恩恵
第 1 ゾーン	バンコク 首都圏 6 県	3 年間 (工業団地外 は無し)	機械輸入関税の 50%減免(第 3 ゾ ーンは全額免除) 輸出用製品の原 材料に係る輸入 関税免除
第 2 ゾーン	首都圏 周辺等 12 県	5 年間 (工業団地外 は 3 年間)	
第 3 ゾーン	その他 58 県	8 年間	

(3) 石油所得税 (石油税法で規定)

➤ 課税所得

石油事業に係る所得 (当該所得については法人所得税等の歳入法による課税は免除)

➤ 税率: 50%

➤ 申告

決算日から 150 日以内に申告及び納付

○消費課税

(1) 加価値税 (VAT)

➤ 課税標準

タイ国内における物品販売や役務提供の対価の総額 (物品税含む)。売上に係る VAT から仕入に係る VAT を控除した差額が納付税額。

➤ 免税 (0%税率) 取引

輸出、国外で使用される役務、国際運輸サービス、保税及び免税地域内取引など

➤ 非課税取引

農作物等の販売、新聞・雑誌の販売、教育・芸術・文化サービス、医療サービス、専門的自由職業、雇用契約に基づく役務提供、不動産賃貸など

➤ 非課税事業者

年間課税売上高 180 万バーツ未満の小規模事業者

➤ 税率

7% (国税 6.3%、地方税 0.7%。基本税率は 10%であるが、時限措置により現在 7%に引き下げ)

➤ 申告

課税期間は 1 ヶ月単位で、毎月について翌月 15 日までに申告及び納付

➤ 取引 (表示) 形態

Tax Invoice 方式で、事業者同士は税抜きで取引を行うが、小売店、レストランなどの消費者向けは税込み取引 (総額表示) が主流

(2) 特定事業税

➤ 課税対象

銀行業、生命保険業、質屋業、不動産販売業などは VAT に代えてこの特定事業税を課税 (但し VAT とは違い、総収入に税率を乗じたものが最終的な納付税額)

➤ 税率

- ・ 生命保険業、質屋業: 2.5%
- ・ 銀行業、不動産販売業: 3%

➤ 申告

付加価値税と同様、毎月について翌月 15 日までに申告及び納付

(3) 物品税 (物品税局管轄)

➤ 課税対象 (具体例及び税率) の例

- ・ タバコ (75%)
- ・ 酒類 (ビール: 55%)
- ・ 清涼飲料 (ジュース: 20%)
- ・ ガソリン (10約 60 円あたり約 10 円)
- ・ 自動車 (2000cc 以下乗用車: 30%、ピックアップトラック: 3%)
- ・ エアコン (15%)
- ・ 香水 (15%)

- ・ 興行・娯楽サービス（マッサージ：10%）
 - ・ 電話通信（一般：2%、携帯：10%）
- （注）酒類及び飲料には従量基準による税額算出もあり、高い方が適用される。

➤ 申告

- ・ タバコ、酒類、清涼飲料：工場等からの移出前（輸入の場合は通関前）に申告
- ・ その他の製造物やサービス：工場等からの移出やサービス提供月の翌月 15 日まで（輸入の場合は通関と同時）に申告

○ 資産課税

(1) 土地家屋税（地方税）

➤ 課税標準

自己の居住以外の用に供されている土地・建物（アパート、商用ビル、工場など）の実際価値又は年間賃料相当額の高い方

➤ 税率：12.5%

➤ 申告

毎年 2 月に自主申告した後、地方当局の賦課決定があり、その通知受領後 30 日以内に納税

(2) 地方開発税（地方税）

➤ 課税標準

地方政府により決定される土地評価額（建物の底地である土地は非課税）

➤ 税率：0.25～0.95%

➤ 申告

毎年 1 月に申告、4 月に納付

○ その他

(1) 印紙税

領収書、契約書、株券・証券、手形・小切手などに課税

(2) 看板税（地方税）

企業の社名、商品名、商標などを載せた看板に対して、その面積に応じて課税。外国語表記の場合には高税率となる。